

浜松市教育委員会会議次第

令和5年5月25日(木)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(田中委員、鈴木委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】※非公開

第34号議案 令和5年度5月補正予算(案)の議会提案について

第35号議案 工事請負契約締結の議会提案について

(浜松市立西部中学校校舎改築工事(解体工事))

(教育施設課)

(2) 報 告

ア 学校における働き方改革実証について (教育総務課)

イ 令和5年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について (教育総務課)

ウ 令和4年度学校施設等の被害状況について (教育施設課、幼児教育・保育課)

エ 令和4年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について (教職員課)

オ 令和6年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について (教職員課)

カ 令和4年度問題行動、いじめ及び不登校の実態について (指導課、教育支援課)

キ 令和5年度浜松市奨学生(継続貸与者)の選考結果について (教育支援課)

6 閉 会

学校における働き方改革実証について

教育総務課

1 目的

学校における働き方改革のさらなる推進に向けて、遠鉄システムサービス株式会社及び株式会社ガバメイツと協定を締結し、教員の業務状況を可視化して分析を行うとともに、デジタル化等による業務改善の可能性について検証を行う。

2 協定期間等

- (1) 期間 令和4年5月11日（締結日）～ 令和5年3月31日
- (2) 協定内容 連携協定に基づき、次の事項について連携及び協力 ※無償
- ア 業務量調査及び実態把握調査による業務プロセスの可視化
 - イ 業務プロセスの可視化による課題の抽出及び改善策の検討
 - ウ 学校における業務改善策(デジタル活用など)の検証

3 実証内容

(1) 業務量調査

各分掌業務における手順、処理時間、作業の専門性等について、調査シートを用いて調査

ア 対象校

規模	学級数	学校名
中規模	小:14～18学級 中:12～15学級	都田南小、二俣小、中川小、蜷塚中、中郡中、可美中
小規模	小中6学級以下	村櫛小、双葉小、江南中、光が丘中
大規模	小中25学級以上	瑞穂小、赤佐小、湖東中、北浜中

イ 対象者（10分掌）

- ①教頭、②教務主任、③研修主任、④生徒指導、⑤学年主任 1名（小1、中3）
- ⑥情報化推進リーダー、⑦発達支援コーディネーター／主任
- ⑧⑨⑩学級担任3名（小2、4、6、中1、2、3）

(2) 実態把握調査

- ・業務量調査結果に基づくヒアリング（中規模校:全校、小規模校:2校、大規模校:1校）
- ・対象業務の実態把握のための張り付き調査

(3) 業務改善策の効果検証

調査結果を踏まえた業務改善策を提案⇒効果検証を行う改善策を決定⇒学校での効果検証
《効果検証を実施した改善策》

1：スマートキー導入 2：備品管理システム導入 3：グループウェア活用

4 今後の対応

提案のあった業務改善策について、教育委員会における評価・精査を行い、優先順位による実施を検討していく。

令和5年度 浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

教育総務課

令和5年5月1日現在、行政区ごとの放課後児童会登録児童数及び待機児童数は、表1のとおり。
また、登録児童及び待機児童について学年別に集計したものは、表2及び表3のとおり。

待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数。

表1 行政区ごとの登録児童数及び待機児童数（各年5月1日現在）

（単位：人）

区	令和4年				令和5年				前年比			
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数
中	46	1,993	2,088	73	46	2,008	2,088	46	0	15	0	△ 27
東	27	1,151	1,211	31	27	1,158	1,211	41	0	7	0	10
西	20	935	1,026	15	20	907	1,026	2	0	△ 28	0	△ 13
南	19	781	904	51	19	799	924	49	0	18	20	△ 2
北	22	915	994	68	23	997	1,059	7	1	82	65	△61
浜北	27	1,165	1,181	23	27	1,223	1,201	45	0	58	20	22
天竜	4	131	129	0	4	141	135	0	0	10	6	0
総計	165	7,071	7,533	261	166	7,233	7,644	190	1	162	111	△ 71

※定員割れしている児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。

※児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表2 行政区ごとの学年別登録児童数（令和5年5月1日現在）

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	687	645	448	185	39	4	2,008
東区	416	374	250	82	32	4	1,158
西区	288	271	181	120	35	12	907
南区	337	279	130	38	14	1	799
北区	312	344	208	98	25	10	997
浜北区	383	319	248	176	75	22	1,223
天竜区	44	45	30	20	1	1	141
総計	2,467	2,277	1,495	719	221	54	7,233
	6,239			994			

表3 行政区ごとの学年別待機児童数（令和5年5月1日現在）

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	5	4	8	22	6	1	46
東区	1	4	14	18	4	0	41
西区	2	0	0	0	0	0	2
南区	0	5	21	21	2	0	49
北区	1	0	0	6	0	0	7
浜北区	2	1	8	4	17	13	45
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総計	11	14	51	71	29	14	190
	76			114			

令和4年度学校施設等の被害状況について

報告ウ

教育施設課
幼児教育・保育課

令和4年度において、幼稚園・小学校・中学校で発生した自然災害等を除く施設被害の状況を下記のとおり取りまとめましたので、その結果を報告します。

1 発生件数

月別、幼・小・中別発生件数

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年度比
2	幼稚園													0	-
	小学校	1	1	1	1	1		1				1	2	9	
	中学校		1											2	
	一貫校													0	
	発生件数	1	2	1	1	1	0	2	0	0	0	1	2	11	
3	幼稚園													0	-
	小学校	2	2	2	1	4	2		1	1				15	
	中学校					1					1			2	
	一貫校		1											1	
	発生件数	2	3	2	1	5	2	0	1	1	1	0	0	18	
4	幼稚園													0	-
	小学校	1		1	1	1	3			1	2			10	
	中学校			1	1	1	1	3		1	3		1	12	
	一貫校													0	
	発生件数	1	0	2	2	2	4	3	0	2	5	0	1	22	

事故内容（重複あり）

年度	ガラス破損	器物破損	車両による破損	落書き	不法侵入	その他	合計
2	2	8	6	0	1	0	17
3	5	6	6	0	6	1	24
4	8	3	9	2	7	0	29

加害者の特定等

年度	判明	不明	合計	被害総額 (市による補修額)
2	6	5	11	約36万円
3	9	9	18	約47万円
4	9	13	22	約55万円

※金額は、不明分のみ

区別発生件数

年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
2	4	3	1	2	1	0	0	11
3	7	4	1	1	2	0	3	18
4	6	1	5	4	2	1	3	22

2 傾向

- ・発生件数は、前年度と比較すると、18件から22件(+4件)と増加。区別発生件数は、主に中区、西区が「ガラス破損、車両による破損、不法侵入」の理由で増加。
- ・事故内容は、学校敷地フェンス等への「車両による破損」や、加害者不明の「不法侵入」及び「ガラス破損」が大半を占めている。
- ・不法侵入7件を含め、加害者が特定できない「不明」案件が13件あり、合計で約55万円の補修費用が発生した。
(被害が繰り返されることが懸念されたため、センサーライトの設置や監視カメラを設置するなどの対策を実施。)

3 今後の対応

- ・前年度からの増加が顕著で、かつ市の負担(補修費用)が発生する「ガラス破損」等への対策について、引き続き再発防止に向けた対策を継続実施していく。(監視カメラ設置等)
- ・併せて、被害のあった学校への注意喚起や看板の設置、開錠及び施錠時の施設巡回の厳格化など、更なる適切な施設管理により、被害減少に取り組んでいく。

令和4年度 教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

教職員課

1 調査期間

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和4年4月1日から令和4年11月30日まで
- ② 対象 市立小・中・高等学校、保護者、児童生徒、教職員
- ③ 内容 体罰・不適切な言動に関するアンケートの実施

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- ② 対象 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和5年3月31日まで随時報告

2 体罰、不適切な言動の定義

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を与えるもの。

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動
- ④ セクハラについては、児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（運営協議会委員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを講じた。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが無記名でもよいこととした（所属学年・学級については記入）。

4 調査結果

(1) 報告件数

① 体罰

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
R3	21	17	0	38	5
R4	43	15	0	58	20

② 不適切な言動

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
R3	21	54	0	75	21
R4	28	24	2	54	△21

(2) 発生の場面

① 体罰 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R3	11	3	0	0	8	5	0	6	0	1	2	2	21	17
R4	28	2	2	1	9	5	1	3	1	0	2	4	43	15

② 不適切な言動 ※高等学校においは、報告件数が0であった項目は割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動			HR		スマホ(SNS)		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R3	11	21	1	3	3	4	0	17	0	1	2	0	0	5	7	21	54	0
R4	23	10	0	1	1	3	0	10	2	1	0	0	0	3	0	28	24	2

(3) 発生の場所

① 体罰 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・体育館			教材室・生徒指導室		廊下・階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中
R3	8	6	0	0	2	5	0	0	5	3	6	3	21	17	
R4	24	4	0	0	11	5	0	0	5	3	3	3	43	15	

② 不適切な言動 ※高等学校においては、報告件数が0であった項目は割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・体育館			教材室・生徒指導室		廊下・階段		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R3	14	27	0	5	1	14	0	1	1	2	2	3	5	21	54	0
R4	23	12	0	0	1	8	2	0	0	3	3	1	1	28	24	2

5 教職員の措置

(1) 体罰 (人)

年度	懲戒			指導措置						計			
				訓告			嚴重注意						
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

(2) 不適切な言動 (人)

年度	懲戒			指導措置						計			
				訓告			嚴重注意						
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

6 体罰、不適切な言動の根絶に向けたこれまでの取組

(1) 通知文の送付

- ①「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(25文科初第574号<平成25年8月9日>)
 - ②「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18文科初第1019号<平成19年2月5日>)
 - ③「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課 令和4年4月6日)
 - ④『「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行及び基本的な指針の策定について(通知)」(教職員課 令和4年4月13日)
 - ⑤「体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組について(通知)」(教職員課 令和4年6月16日)
- ※①②は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰・不適切な言動の根絶について教職員への指導の徹底を依頼。また、体罰や不適切な言動が指摘された教諭等について、教職員課担当が学校に出向いて授業参観等と指導を実施。

(3) 研修会等

- ① 校長会議における管理職への注意喚起(令和4年5月16日)
- ② 管理職を対象にしたストレスコントロールに関する研修会の実施(令和4年7月28日)
- ③ 管理職を対象にした研修会においてSNSガイドライン改訂版の周知を指示(令和4年7月28日)
- ④ 校長会議において不祥事根絶に関する研修及び学校管理チェックシート活用の指示(令和5年3月13日)
- ⑤ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施。

(4) 管理職による継続した指導

- ① 全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。
- ② 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。
- ③ 体罰・不適切な言動調査実施時に「資料：不適切な言動・セクシャルハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」を使った確認を実施し、各教職員の意識を強化。
- ④ 体罰・不適切な言動調査の総括を各校で管理職が実施。

7 令和5年度における体罰、不適切な言動の根絶に向けた取組(計画)

- (1) 管理職による教職員面談時に、体罰等不祥事根絶のための指導を実施。
- (2) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (3) 各校において、第1回目の倫理研修を6月2日までに実施(コンプライアンスセルフチェックシートの活用)。また、各校において、年間の振り返りとして2回目の倫理研修の確実な実施。
- (4) 「ケースメソッド研修」の具体事例を実例に沿って改訂し、各校へ周知するとともに、「ケースメソッド研修」の複数回実施を指示。

- (5) 体罰、不適切な言動の根絶に向けた通知文送付の際、具体事例をあげることで、偶発的な事案であっても児童・生徒・保護者のとらえ方によっては、体罰や不適切な言動として受け取られることがあるという認識がもてるようにするとともに、適切で丁寧な対応を行っていけるよう啓発。
- (6) 夏季休業中に、管理職対象の「不祥事事例研修」を実施。
- (7) 年代の高い教員の体罰や不適切な対応を抑制することを目的として40代、50代を対象としたキャリアデザイン研修会において教職員課による体罰・不適切な言動の根絶に対する啓発の実施。
- (8) 複数回体罰・不適切な言動等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施。

令和6年度採用（令和5年度実施）浜松市立小・中学校教員採用選考試験 志願状況について

教職員課 採用管理担当

1 試験区分別志願数

(1) 志願者数

	小学校教員	中学校教員											発達支援教育推進教員			養護教諭	合計	昨年度からの増減
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計			
単純出願数（第1希望者数）	245	34	70	39	26	15	7	95	2	6	29	323	14	9	23	58	649	
昨年度からの増減	△ 29	8	26	7	△ 2	△ 5	△ 1	△ 3	0	△ 1	1	30	4	4	8	4	13	

(2) 併願者数及び併願を含む志願総数

小中併願	併願者数（第2希望者数）	23	1	6	8	6	2	0	2	1	1	2	29					52	△ 2
発達併願	併願者数（第2希望者数）	10	0	2	1	0	1	0	3	0	0	1	8	17	3	20		38	△ 10
志願総数（第1希望+第2希望）		278	35	78	48	32	18	7	100	3	7	32	360	31	12	43	58	739	1

2 志願者の内訳

		小学校教員	中学校教員	発達支援教育推進教員	養護教諭	合計	昨年度からの増減	
ア	大学等推薦特別選考	23	15	0		38	△ 19	
イ	障がい配慮した選考	0	1	1	0	2	1	
ウ	任期付のみ志願者	1	1	1	0	3	1	
エ	現住所 浜松市内	143	179	18	33	373	△ 5	
	浜松市外（県内）	15	20	0	9	44	△ 11	
	県外	東海三県	41	64	1	8	114	15
		その他	46	60	4	8	118	14
オ	年齢 20-24歳	150	214	6	34	404	△ 5	
	25-29歳	54	66	9	16	145	1	
	30-34歳	19	15	4	6	44	7	
	35-39歳	3	11	2	0	16	△ 3	
	40歳代	15	10	2	2	29	10	
	50歳代	4	7	0	0	11	3	
カ	現在職業等 学生	111	151	4	18	284	8	
	任期付教員	27	36	5	5	73	△ 14	
	臨時的任用教員	81	102	11	23	217	5	
	非常勤講師	0	5	0	5	10	△ 9	
	他自治体現職教諭	15	5	1	0	21	2	
	民間企業勤務	5	12	0	2	19	12	
	その他	6	12	2	5	25	9	

令和4年度 問題行動、いじめ及び不登校の実態について

指導課
教育支援課

1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

項目 校種	窃盗		粗暴		家出等		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の誹謗等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R2	25	9	36	25	12	17	0	8	1	7	2	1	6	9	11	15	93	91	184
R3	20	6	38	45	6	24	0	13	3	10	3	1	1	7	5	7	76	113	189
R4	18	8	54	52	4	20	1	12	4	8	4	1	0	6	4	3	89	110	199

※「家出等」には無断外泊、深夜徘徊を含む ※「その他」は不健全娯楽遊び、建造物侵入、火遊び等

【対応について】

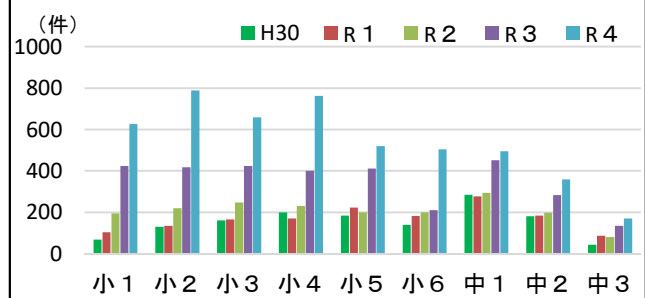
- ・教職員全体の生徒指導体制の構築及び、児童生徒の規範意識を高める教育活動を継続する。
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用し、医療機関、福祉機関、警察等の専門機関との連携を図る。
- ・遵法教室（指導主事による訪問実施）を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。
- ・スクールカウンセラー(SC)やSSWと連携して子供の心や家庭の教育環境の変化を見逃さないようにし、悩みや不安を把握して早期対応していく。
- ・ネットパトロール事業の活用により問題行動の未然防止や早期発見を図る。

2 いじめ

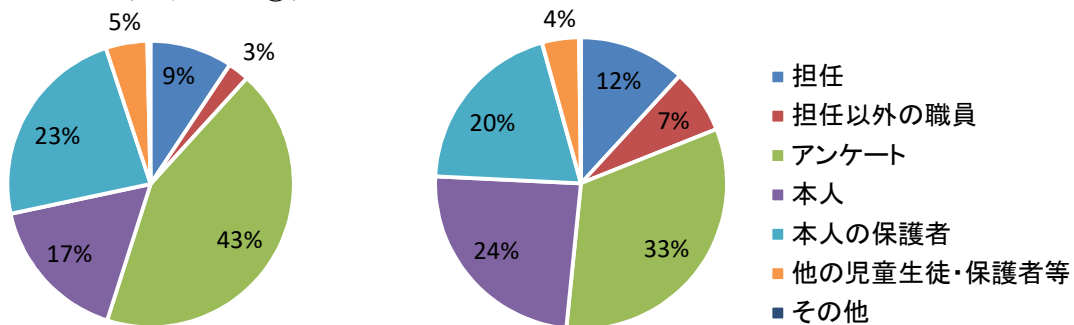
いじめの状況<表2>

項目 校種	認知件数（件）		当該年度末時点での 解消件数（件）	
	小	中	小	中
H30	895	509	546	320
R1	960	541	562	336
R2	1,291	573	897	382
R3	2,294	936	1,840	641
R4	3,860	1,023	2,529	740

いじめ認知件数の学年別推移<グラフ2-①>



発見のきっかけ<グラフ2-②>



【対応について】

《学校》

- ・ 日常生活の中で頻繁に発生しうるトラブルに対して担任が積極的に話を聞いたり、アンケートの記載に細かく丁寧に対応する。
- ・ 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教師と児童生徒の信頼関係の構築やいじめの未然防止の学級・学校風土づくりに努める。
- ・ 「校内いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での組織的対応に努め、「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、アンケートを中心に児童生徒の心の声を拾う機会を増やす。

《教育委員会》

- ・ タブレット端末を活用した「はままついじめアンケート」を導入し、子どもがSOSを発信しやすい環境を整えるとともに、学校がいじめ被害のリスクが高い児童生徒を把握して早期の対応を行うことで、いじめの未然防止及び早期発見に役立てる。
- ・ いじめ対策コーディネーター研修等を活用し、学校独自のいじめの未然防止に向けた指導を充実させるとともに、校内でより良い人間関係の醸成や対人スキルの向上を目指した活動を行う。
- ・ SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。
- ・ 「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめ認知をより確実にを行うよう、研修などを通じて教職員への周知を徹底する。
- ・ 指導主事による市内全校への訪問で「いじめ対応の手引き」を活用した研修を行い、組織的対応を軸としたいじめの対応について周知徹底を図る。
- ・ いじめの解消については、安易に「解消」とせず、被害児童や保護者に寄り添い、丁寧に「解消かどうか」の確認を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】

いじめが「解消している」状態

「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が継続し（3か月を目安）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

3 不登校

不登校児童生徒の状況〈表3-①〉

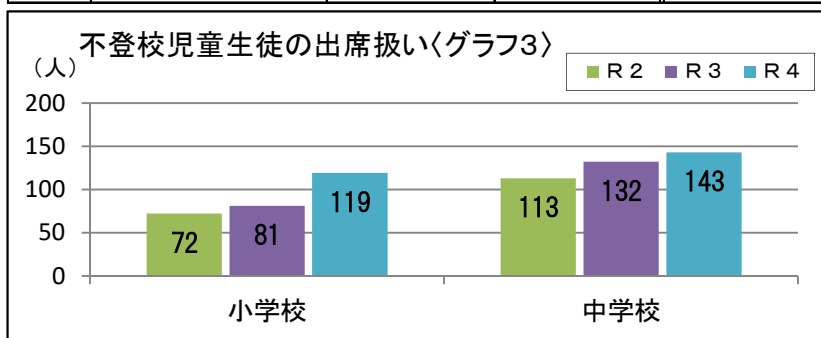
項目 校種 年度	不登校児童生徒数〔全欠〕 (人)		不登校児童生徒出現率 (%)		継続不登校児童生徒 (人) (%)		新規不登校児童生徒 (人) (%)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
R 2	477 [13]	995 [13]	1.13%	4.88%	215 (45.1%)	566 (56.9%)	262 (54.9%)	429 (43.1%)
R 3	643 [8]	1,260 [8]	1.55%	6.11%	255 (39.7%)	690 (54.8%)	388 (60.3%)	570 (45.2%)
R 4	803 [12]	1,407 [27]	2.03%	7.12%	377 (46.9%)	736 (52.3%)	426 (53.1%)	671 (47.7%)

校外まなびの教室の開設数及び入級者数と学校復帰の人数・割合〈表3-②〉

	開設数(カ所)	入級者数(人)	学校復帰数(人)	学校復帰率
R 2	8	140	82	58.6%
R 3	9	166	104	62.7%
R 4	9	207	120	58.0%

校内まなびの教室の開設校数と利用者数〈表3-③〉

		小	中	合計
R 2	校数(校)	4	16	20
	利用者数(人)	48	227	275
R 3	校数(校)	4	21	25
	利用者数(人)	47	309	356
R 4	校数(校)	7	23	30
	利用者数(人)	82	421	503



【対応について】

- ・ 教育相談等を通して児童生徒の日頃の様子を把握し、学校全体が共有できる体制を構築する。月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」との認識のもと、学校は初期段階から積極的に対応していく。
- ・ 校内の支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、医療福祉機関等の専門機関や校内・校外まなびの教室等とも積極的に連携を図り、支援の手が届かない不登校児童生徒をつくらないように対応していく。
- ・ 新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況を把握し、ICT機器の活用を含め、家庭や学校外での学びの保障を行っていく。
- ・ 校外まなびの教室や校内まなびの教室の積極的な利用を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

- ・ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・ 上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

令和5年度 浜松市奨学生（継続貸与者）の選考結果について

教育支援課

1 事業の概要

- ・ 経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・ 大学生等は月額 45,000 円、高校生等は月額 30,000 円を上限に貸与し、卒業後、貸与期間の 3 倍の年数で償還する。

2 選考までの流れ

(1) 書類提出

- ・ 現況届
- ・ 成績証明書

(2) 面談

- ・ 令和4年度採用の35人に対し、電話にて面談を実施。
(学校生活、単位の取得状況、今後の見込み など)

(3) 選考（浜松市奨学金貸与条例第6条第2項）

- ・ 令和5年4月28日（金）浜松市奨学生選考委員会
委員：宮崎正（教育長）、黒柳敏江（教育委員）、神谷紀彦（教育委員）
奥家章夫（学校教育部長）

3 選考結果

- ・ 書類審査等を実施し、84人の継続貸与を決定。

（単位：人）

採用年度	R元	R2	R3	R4	合計	昨年度	増減
対象者	1	24	26	33	84	76	8

4 今後の取組

- ・ 令和6年度奨学生の募集（申請期間：令和5年7月～9月予定）